

議案第30号

磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

磐田市水道事業給水条例（平成17年磐田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第35条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第41条中「詐偽」を「詐欺」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

磐田市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設若しくは改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去等の給水装置の設置又は変更の工事をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第41条 市長は、<u>詐偽</u>その他不正の行為により料金又は手数料若しくは負担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設若しくは改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去等の給水装置の設置又は変更の工事をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(料金等を免れた者に対する過料)</p> <p>第41条 市長は、<u>詐欺</u>その他不正の行為により料金又は手数料若しくは負担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。</p>